## 監 査 報 告 書

学校法人 上田学園 理事会 御中

平成24年 5月18日

私たち学校法人上田学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人上田学園寄附行為第7条に基づき、学校法人上田学園の平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し 重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、 計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人上田学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。